

3年連続！ 県知事から感謝状

町は、住民税（町県民税）の収納率の維持向上が認められ、3年連続で県知事から感謝状を受けました。令和2年の住民税の収納率は99.79%で、県内市町村でも高水準。皆さんの納税に対する意識の高さによるものです。

今後も、適切な行政運営に欠かせない納税に対し、皆さんのご理解をお願いします。



感謝状を持つ高橋町長

町税などの滞納整理の流れ

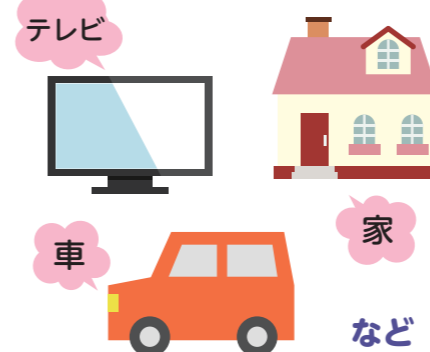
町税などを納期限までに納付しない場合、おおむね次の手順で滞納整理を行います。



納税の公平性を保つため 滞納処分をしています

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産（土地・建物）、給与、預貯金などの債権、動産（自動車・電化製品・骨董品など）を差押え、強制徴収することです。納期限内に納付した人と期限を超過し納税催告を行っても納付しない人（滞納者）との納税の公平性を保つため、滞納者に対して町が強制的に町税を徴収するための手続きをいいます。

.....たとえば.....



多くの皆さんは厳しい経済状況の中でも、納期限内に税金（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料）や保険料（介護保険料、後期高齢者医療保険料）を納めています。

納められない方の中には、納付できる経済状況なのに納めないケースや、少額の分納で滞納が累積して高額となっている滞納者も少なくありません。

町では、このような滞納者、長期の少額分納者に対し、財産の差押えを実施しています。

なお、納付が遅れると延滞金の発生、財産の差押えとなる場合もあります。納期限内の納付に皆さんのご理解をお願いします。

役場 税務課課税納係 相談や問い合わせ先 （☎6111-2526）	税金の納付に関する 相談や問い合わせ先	町税滞納処分（差押え） 実施状況 令和3年4月～12月							
	<table border="1"> <tr> <th>合 計</th> <th>給 料</th> <th>預 貯 金</th> <th>動 産</th> </tr> <tr> <td>42件</td> <td>0件</td> <td>42件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	合 計	給 料	預 貯 金	動 産	42件	0件	42件	0件
合 計	給 料	預 貯 金	動 産						
42件	0件	42件	0件						



忘れていませんか？税金の納付

納税は社会の基本的なルールです

町税や保険料は、町が皆さんに提供する行政サービスの大事な財源です。滞納すると財産が差押えとなる場合もありますので、納期限内の納付をお願いします。

国民健康保険税と社会保険料 二重払いした場合は？

還付しますが、 変更手続きをお願いします

就職して保険を切り替え際、誤って二重払いされる場合がありますが、還付しますのでご安心ください。

国民健康保険から社会保険に変更する際、役場町民環境課で本人による手続きが必要です。手続きがない場合、町では変更が確認できず国民健康保険の資格喪失処理が行われません。

この手続きには国民健康保険と社会保険の各保険証が必要となりますので、ご持参ください。

直近ではなく、次期の納付書で納付してしまったら？

税務課へご連絡ください

税務課にご連絡のない場合、一番近い納期限のものが未納扱いとなるため、督促状を発送します。直近の納期分に充当できる場合もありますので、必ずご連絡をお願いします。

コンビニで納付ができないのはなぜ？

期限が過ぎた納付書は窓口へ

納期限が過ぎた納付書では、コンビニエンスストアで納めることができません。この場合は納付書の裏面に記載している金融機関または役場税務課窓口で納付をお願いします。

なお、4月からスマートフォンを利用した決済を導入しますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

納期限に間に合わない！ どうすれば？

期限前 にご相談ください

収入の状況や病気、失業など、さまざまな理由から納期限内に税金を納めることができない場合は、税務課で納税相談に応じています。

何らかの理由で納期限内に納付できない場合は、納期限が訪れる前にご相談ください。

平日の日中は相談に行く 時間がないんだけど...

毎週水曜日は役場窓口を 午後7時まで延長

毎週水曜日は午後7時まで、窓口を延長して開いています。税務課では、町税などの納税相談を行っている他、直接税金を納付することもできます。なお、所得証明や資産証明などの各種証明書も発行しています。※15☎下部に関連

納付したのに督促状が届いたのはなぜ？

納付情報の確認に数日かかるため

納入された情報を税務課で確認できるまでに数日を要するため、納付後に督促状が届く場合があります。

なお、督促状は納期限を過ぎた後、20日以内に発送します。納期限後に納入された場合は、お手数ですが領収証書など納付の確認ができるものを税務課にご提示をお願いします。

税金 よくある質問

Q&A



確定申告書作成会場を開設

2月16日(水)から3月15日(火)まで、役場4階大会議室で確定申告書作成会場を開設します。

なお、行政区ごとの開設日は、広報やはば1月号の4～7ページをご覧ください。

※「確定申告」や「住民税の申告」が必要な方が申告をしない場合、所得証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金が受けられないなどの不利益がある場合があります。申告が必要な方は期間内に正しく申告をしましょう。